

令和4年度における人事行政の運営等の状況

令和5年7月13日公表

むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、市職員の給与や職員数などについて公表します。これは、市民のみなさまに公表することによって、その公平性や透明性を高めることを目的としたものであり、地方公務員法により義務付けられているものです。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用試験実施状況

(SPI3検査等：6月24日から7月1日まで、面接試験等：7月23日)

職種	採用予定人員	申込者数	SPI3検査等		面接試験等		倍率
			受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
行政 上級	4人	54人	48人	13人	8人	3人	16.0倍
保健師	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1.0倍
土木 上級	3人	2人	1人	1人	1人	—	—
建築 上級		1人	—	—	—	—	—
建築電気 上級		—	—	—	—	—	—
建築設備 上級		—	—	—	—	—	—
土木 有資格者枠	2人	1人	1人	1人	1人	1人	1.0倍
建築 有資格者枠		—	—	—	—	—	—
社会人枠	1人	—	—	—	—	—	—
計	11人	59人	51人	16人	11人	5人	10.2倍

(SPI3検査等：9月22日から9月29日まで、面接試験等：10月22日)

職種	採用予定人員	申込者数	SPI3検査等		面接試験等		倍率
			受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
行政 初級	2人	23人	23人	10人	10人	10人	2.3倍
土木 初級	3人	—	—	—	—	—	—
建築 初級		—	—	—	—	—	—
建築電気 初級		1人	1人	1人	1人	1人	1.0倍
建築設備 初級		—	—	—	—	—	—
土木 有資格者枠	1人	1人	1人	1人	1人	—	—
建築 有資格者枠		1人	1人	1人	—	—	—
キャリアチャレンジ枠	1人	8人	8人	5人	5人	—	—
障がい者枠	1人	—	—	—	—	—	—
計	8人	34人	34人	18人	17人	11人	3.1倍

(2) 事由別退職者数

事由	定年退職	応募認定退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	その他	合計
人数	6人	0人	9人	0人	0人	1人	0人	16人

(3) 職員数の状況

① 総職員数

(令和4年4月1日現在)

	条例定数	現 員
む つ 市	555人	389人
議 会 事 務 局	9人	6人
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	5人	4人
監 査 委 員 事 務 局	5人	4人
農 業 委 員 会 事 務 局	4人	3人
教 育 委 員 会 事 務 局	110人	43人
上 下 水 道 局	45人	29人
計	733人	478人

② 部門別職員数

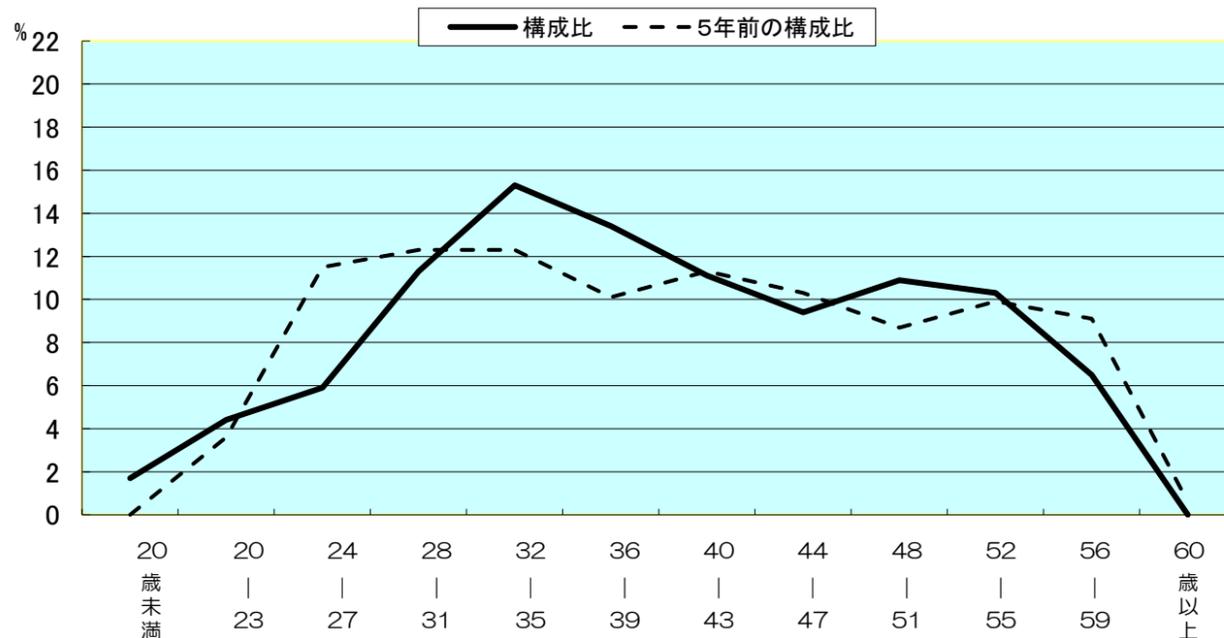
(各年4月1日現在、単位：人)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和3年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	6	6	0	事務の統廃合による減 事務の統廃合による減 産業雇用政策業務増に伴う増員 事務の統廃合による減 子育て支援業務増に伴う増員 新型コロナウイルス感染症対応業務増に伴う増員
		総 務	136	133	△3	
		税 務	32	30	△2	
		農林水産	20	20	0	
		商 工	20	21	1	
土 木		44	40	△4		
民 生		77	80	3		
衛 生	50	53	3			
	計	385	383	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.68 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 51.26 人)	
	教 育	45	43	△2	欠員不補充	
	小 計	430	426	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.50 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 64.94 人)	
公営企業等会計部門	水 道	19	20	1	水道業務増に伴う増員	
	下 水 道	9	9	0		
	そ の 他	23	23	0		
	小 計	51	52	1		
合 計		481	478	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 86.96 人	

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

③ 年齢別職員構成の状況

(4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	8人	21人	28人	54人	73人	64人	53人	45人	52人	49人	31人	0人	478人

④ 職員数の推移

(各年4月1日現在、単位：人)

部門	年度	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		384	390	384	377	385	383	-1 (-0.3%)
教 育		53	46	47	48	45	43	-10 (-18.9%)
普通会計計		437	436	431	425	430	426	-11 (-2.5%)
公営企業等会計計		57	54	54	53	51	52	-5 (-8.8%)
総 合 計		494	490	485	478	481	478	-16 (-3.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

⑤ 等級及び職制上の段階ごとの職員数（4月1日現在）

ア 行政職給料表

等級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事、書記及び技師の職務	46	11.3	主事 課付	44 2	46	11.3	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、書記及び技師並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	98	24.0	主事 主任 課付	2 92 4	98	24.0	主事級 主任級
3級	主任主査並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	102	25.0	主査 課付	47 1	47	11.5 0.2	主査級
				主任主査	54	54	13.3	主任主査級
4級	主幹並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	54	13.2	主幹 所長補佐 館長補佐	52 1 1	54	13.2	主幹級
5級	課長並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	67	16.4	課長 所長 室長 総括主幹 課付	34 1 2 29 1	67	16.4	課長級
6級	政策推進監並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	17	4.2	政策推進監 副理事 次長	11 3 3	17	4.2	政策推進監級
7級	部長並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	24	5.9	政策統括監 部長 理事 所長 デジタル行政推進監 健康づくり推進監 会計管理者 事務局長 課付	1 11 1 3 1 1 4 1	24	5.9	部長級
合 計		408						

イ 医療職給料表（1）

等級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	栄養士及び歯科衛生士の職務	0	0.0		0			
2級	相当困難な業務を行う栄養士及び歯科衛生士の職務	1	20.0	栄養士	1	2	40.0	栄養士
3級	困難な業務を行う栄養士及び歯科衛生士の職務	1	20.0	栄養士	1			
4級	栄養主査並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	0	0.0		0	0	0.0	主査級 主任主査級
5級	困難な業務を行う栄養主査並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	3	60.0	医療主幹	3	3	60.0	主幹級
合 計		5						

ウ 医療職給料表（2）

等級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0		0			
2級	保健師、看護師及び職務の複雑、困難、責任の度がこれらと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	7	33.4	保健師	7	9	42.9	保健師
3級	相当困難な業務を行う保健師、看護師及び職務の複雑困難、責任の度がこれらと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	2	9.5	保健師	2			
4級	保健主査、看護主査及び職務の複雑、困難、責任の度がこれらと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	5	23.8	保健主任	2	2	9.5	主査級
				保健主査 課付	2 1	2 1	9.5 4.8	主任主査級
5級	医療主幹及び困難な業務を行う保健主査、看護主査及び職務の複雑、困難、責任の度がこれらと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	7	33.3	医療主幹	7	7	33.3	主幹級
合 計		21						

エ 教育行政職給料表

等級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	指導主事の職務	6	75.0	主任指導主事 指導主事	1 5	6	75.0	主任主査級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う指導主事の職務	1	12.5	総括主幹	1	1	12.5	課長級
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う指導主事の職務	1	12.5	副理事	1	1	12.5	政策推進監級
合 計		8						

オ 技能職等給料表

等級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	技能技師及び技能主事の職務	0	0.0		0
2級	相当の技能又は経験を必要とする技能技師及び技能主事の職務	0	0.0		0
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能技師及び技能主事の職務	0	0.0		0
4級	特に高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を行う技能技師及び技能主事の職務	2	28.6	調理師	2
5級	特に高度の技能又は経験を必要とし、特に困難な業務を行う技能技師及び技能主事の職務	5	71.4	調理師 技能員	4 1
合 計		7			

カ 企業職給料表

等級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事、書記及び技師の職務	0	0		0	0	0.0	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、書記及び技師並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	7	24.1	主任	7	7	24.1	主任級
3級	主任主査並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	6	20.8	主査	5	5	17.3	主査級
				主任主査	1	1	3.5	主任主査級
4級	主幹並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	5	17.2	主幹	5	5	17.2	主幹級
5級	課長並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	7	24.1	課長	1	1	3.4	課長級
				総括主幹	6	6	20.7	
6級	政策推進監並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	3	10.4	政策推進監	1	1	3.5	政策推進監級
				副理事	2	2	6.9	
7級	部長並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	1	3.4	局長	1	1	3.4	部長級
合 計		29						

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法の改正により、平成28年4月1日より人事評価が義務付けられました。

当市においては「職員評価制度」として実施しており、「目標管理」の手法を用い、職務遂行の過程で見られた職員の意欲、能力及び勤務の実績等を的確に把握し、評価することにより「職員の能力開発（人材育成）」、「勤務意欲の向上」、「適材適所の人事配置」等を進めるために行うものです。

また、職員が能力を最大限発揮し、その能力を有効活用することで、組織パフォーマンスの向上を図り、少数精鋭で攻めの行政の推進を目指します。

評価については、「能力評価」と「業績評価」の2本立てとし、職務の業績を重視した「目標管理型職員評価」となっています。

(1) 能力評価

評価方法	評価期間内に発揮された能力や職務への取組姿勢・態度等を客観的事実に基づき評価する。																
評価期間 (評価基準日)	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで (令和5年2月1日)																
実施者数	<table> <tr><td>むつ市</td><td>355人</td></tr> <tr><td>議会事務局</td><td>6人</td></tr> <tr><td>選挙管理委員会事務局</td><td>4人</td></tr> <tr><td>監査委員事務局</td><td>4人</td></tr> <tr><td>農業委員会事務局</td><td>3人</td></tr> <tr><td>教育委員会事務局</td><td>36人</td></tr> <tr><td>上下水道局</td><td>27人</td></tr> <tr><td>計</td><td>435人</td></tr> </table>	むつ市	355人	議会事務局	6人	選挙管理委員会事務局	4人	監査委員事務局	4人	農業委員会事務局	3人	教育委員会事務局	36人	上下水道局	27人	計	435人
むつ市	355人																
議会事務局	6人																
選挙管理委員会事務局	4人																
監査委員事務局	4人																
農業委員会事務局	3人																
教育委員会事務局	36人																
上下水道局	27人																
計	435人																

(2) 業績評価

評価方法	職員が設定した目標の難易度・達成度に基づき評価する。																
評価期間 (評価基準日)	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで (令和5年2月1日)																
実施者数	<table> <tr><td>むつ市</td><td>355人</td></tr> <tr><td>議会事務局</td><td>6人</td></tr> <tr><td>選挙管理委員会事務局</td><td>4人</td></tr> <tr><td>監査委員事務局</td><td>4人</td></tr> <tr><td>農業委員会事務局</td><td>3人</td></tr> <tr><td>教育委員会事務局</td><td>36人</td></tr> <tr><td>上下水道局</td><td>27人</td></tr> <tr><td>計</td><td>435人</td></tr> </table>	むつ市	355人	議会事務局	6人	選挙管理委員会事務局	4人	監査委員事務局	4人	農業委員会事務局	3人	教育委員会事務局	36人	上下水道局	27人	計	435人
むつ市	355人																
議会事務局	6人																
選挙管理委員会事務局	4人																
監査委員事務局	4人																
農業委員会事務局	3人																
教育委員会事務局	36人																
上下水道局	27人																
計	435人																

3 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

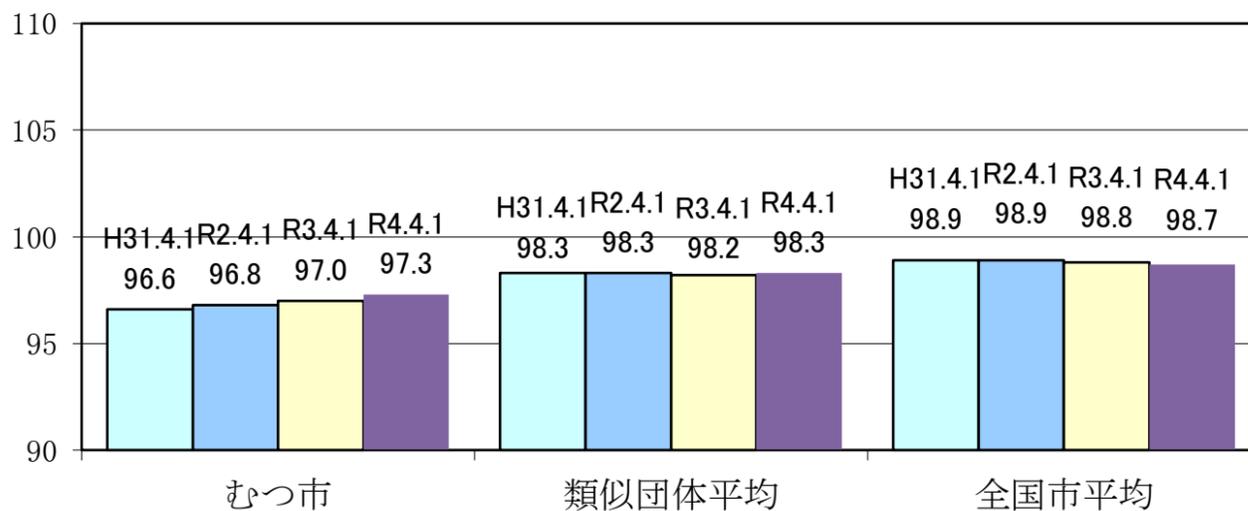
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	人 54,967	千円 39,997,499	千円 682,776	千円 4,049,861	% 10.13	% 9.38

② 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 426	千円 2,386,066	千円 352,731	千円 556,545	千円 3,295,342	千円 7,736	千円 6,120

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である。

③ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

④ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされており、これに対する実施状況である。

ア 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。若年層については改定なし。高齢層については最大4%引下げ。激変緩和のため、4年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職の給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

イ 地域手当の見直し

(地域手当の制度なし)

ウ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

⑤ 特記事項

無し

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（4月1日現在）

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
むつ市	39.8 歳	298,615 円	383,675 円	326,991 円
青森県	42.6 歳	310,000 円	386,343 円	338,694 円
国	42.7 歳	323,711 円	— 円	405,049 円
類似団体	41.5 歳	309,908 円	392,862 円	356,010 円

イ 技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
む つ 市	55.8歳	7人	348,200円	381,328円	377,593円	—	—	—	—
うち学校給食員	55.9歳	6人	346,200円	366,533円	370,144円	飲食物調理従事者	46.3歳	200,500円	1.83
うち用務員	- 歳	0人	-	-	-	他に分類されない運搬等従事者	49.1歳	236,600円	—
うち自動車運転手	- 歳	0人	-	-	-	乗用自動車運転手	56.5歳	205,900円	—
その他	55.5歳	1人	* 円	* 円	* 円	—	—	—	—
青森県	52.8歳	238人	302,300円	343,378円	320,850円	—	—	—	—
国	51.1歳	2,114人	286,570円	—	328,416円	—	—	—	—
類似団体	52.2歳	18人	321,235円	375,706円	353,127円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
む つ 市	6,163,736 円	—	—
うち学校給食員	5,971,796 円	2,671,200 円	2.24
うち用務員	- 円	3,187,900 円	—
うち自動車運転手	- 円	2,707,000 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成31年～令和3年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が2人以下の場合は、すべて「アスタリスク(*)」としている。

② 職員の初任給の状況（4月1日現在）

区 分		む つ 市	青 森 県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	182,200 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	147,900 円	147,900 円	— 円
	中 学 卒	132,300 円	136,100 円	— 円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（4月1日現在）

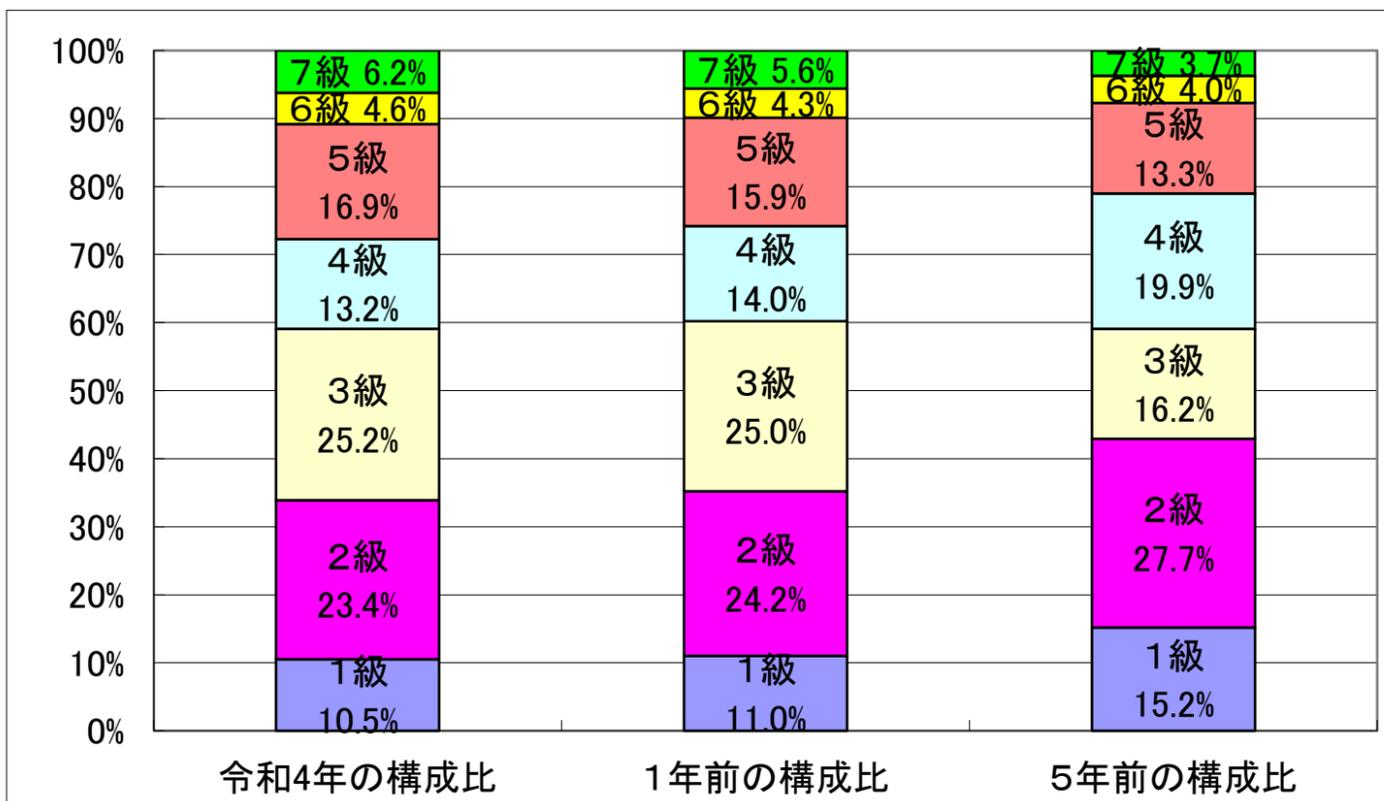
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,100 円	354,100 円	381,900 円	411,200 円
	高校卒	231,000 円	306,900 円	360,600 円	381,200 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	331,300 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長	23 人	6.2 %	362,900 円	444,900 円
6 級	政策推進監	17 人	4.6 %	319,200 円	410,200 円
5 級	課長	63 人	16.9 %	289,700 円	393,000 円
4 級	主幹	49 人	13.2 %	264,200 円	384,200 円
3 級	主任主査	94 人	25.2 %	231,500 円	350,000 円
2 級	主任	87 人	23.4 %	195,500 円	304,200 円
1 級	主事	39 人	10.5 %	146,100 円	247,600 円

(注) 1 むつ市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



② 昇給への勤務成績の反映状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
□ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

む つ 市	青 森 県	国
1人当たり平均支給額（3年度） 1,377 千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,572 千円	—
(3年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.40) 月分 (0.90) 月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.35) 月分 (0.85) 月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 期末手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
□ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

③ 退職手当（4月1日現在）

む つ 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	34.7355 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
	(退職時特別昇給 制度なし)				
1人当たり平均支給額	5,041千円	19,587千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

④ 特殊勤務手当（4月1日現在）

支給実績（3年度決算）	2,364 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	71,636 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）	7.3 %		
手当の種類（手当数）	7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課に所属する職員	税の徴収又は滞納処分	月額 4,500 円
火葬業務手当	斎場に勤務する職員	火葬業務	月額 4,000 円
福祉現業手当	生活福祉課に所属する職員	現業業務	月額 5,000 円
	保育所に勤務する職員	保育業務	月額 3,000 円
水道作業手当	脇野沢地区において水道作業に従事する職員	水道作業	月額 6,000 円
感染症等防疫作業手当	感染症防疫に従事した職員	感染症消毒作業	日額 300 円
		感染症鳥獣、病害虫駆除作業	
		家畜防疫作業	
		新型コロナウイルス感染症（患者に接触する作業等）	月額 4,000 円
新型コロナウイルス感染症（上記以外の作業等）	月額 3,000 円		
死体処理作業手当	旅行死亡人処理作業に従事した職員	旅行死亡人処理作業	1体 2,500 円
税及び税外収入徴収手当	税外諸収入金の徴収に従事した職員	税外諸収入金の徴収	日額 200 円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	189,470 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	636 千円
支給実績（2年度決算）	118,165 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	462 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑥ その他の手当（4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
扶養手当	配偶者 10,000円	同	-	40,499 千円	216,572 円
	子 10,000円				
	父母等 6,500円				
	特定期間の加算 5,000円				
住居手当	借家、間借 限度額 27,000円	同	-	26,876 千円	274,245 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員について、通勤方法、通勤距離に応じて2,000円～55,000円	異	距離区分	15,359 千円	47,551 円
管理職手当	部長級 月額 43,000 円	異	支給額	44,123 千円	401,118 円
	政策推進監級 月額 38,000 円				
	課長級 月額 33,000 円				
管理職特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要、その他公務の必要により、休日等に勤務した場合支給管理職手当の区分に応じ、1回につき3,000～8,000円	異	支給区分及び支給額	8,082 千円	136,983 円
休日勤務手当	1時間当たりの支給額×135/100	同	-	— 千円	— 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給	同	-	25,683 千円	58,771 円
	世帯主で扶養親族あり 17,800円				
	世帯主で扶養親族なし 10,200円				
	その他の職員 7,360円				

(5) 特別職の報酬等の状況（4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	850,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,061,000 円 / 455,000 円
	副 市 長	690,000 円	885,000 円 / 547,600 円
報 酬	議 長	401,000 円	737,000 円 / 366,000 円
	副 議 長	361,000 円	653,000 円 / 294,000 円
	議 員	340,000 円	591,000 円 / 266,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 長	(3年度支給割合) 3.15 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(3年度支給割合) 3.15 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×月数×45.5/100	(1期の手当額) 18,564,000
	副 市 長	給料月額×月数×26.5/100	8,776,800
	備 考		(支給時期) 任期満了時

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

① 水道事業

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
3年度	1,526,578	102,652	162,972	10.60	9.70

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 水道事業平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3年度	20	85,924	11,192	20,697	117,813	5,891	6,028

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
むつ市（水道事業）	47.1 歳	329,331 円	413,848 円
水道事業（市町村平均）	45.5 歳	335,492 円	501,390 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

むつ市（水道事業）		水道事業（市町村平均）	
1人当たり平均支給額（3年度）		1人当たり平均支給額（3年度）	
940 千円		1,457 千円	
（2年度支給割合）		（1年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	1.80 月分	— 月分	— 月分
(1.40) 月分	(0.90) 月分	— 月分	— 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		—	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（4月1日現在）

むつ市（水道事業）			水道事業（市町村平均）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算） （退職時特別昇給 制度なし）		その他の加算措置	—	
1人当たり平均支給額	5,041千円	19,587千円	1人当たり平均支給額	— 千円	22,391 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 特殊勤務手当（4月1日現在）

支給実績（3年度決算）				999 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）				45,409 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）				68.1 %
手当の種類（手当数）				2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
水道作業手当	管理職手当支給職員以外の職員	水道事業に関する業務	月額 6,000 円	
現金出納手当	企業出納員に任命されている職員	現金出納業務	月額 5,000 円	

(エ) 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	3,069 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	139 千円
支給実績（2年度決算）	2,910 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	145 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(オ) その他の手当（4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
扶養手当	配偶者 10,000円	同	-	1,315 千円	187,973 円
	子 6,500円				
	父母等 6,500円				
	特定期間の加算 5,000円				
住居手当	借家、間借 限度額 27,000円	同	-	81 千円	270,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員について、通勤方法、通勤距離に応じて2,000円～55,000円	異	距離区分	859 千円	57,280 円
管理職手当	部長級 月額 43,000 円	異	支給額	2,862 千円	408,939 円
	政策推進監級 月額 38,000 円				
	課長級 月額 33,000 円				
休日勤務手当	1時間当たりの支給額×135/100	同	-	162 千円	23,246 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給	同	-	1,207 千円	60,370 円
	世帯主で扶養親族あり 17,800円				
	世帯主で扶養親族なし 10,200円				
	その他の職員 7,360円				

② 下水道事業

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
3年度	千円 967,650	千円 54,933	千円 46,484	% 4.80	% 4.34

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 下水道事業平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 9	千円 33,590	千円 5,381	千円 13,061	千円 52,032	千円 5,781	千円 5,920

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
むつ市（下水道事業）	42.0 歳	326,885 円	411,638 円
下水道事業（市町村平均）	43.9 歳	331,629 円	493,022 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当

むつ市（下水道事業）		下水道事業（市町村平均）	
1人当たり平均支給額（3年度） 1,451 千円		1人当たり平均支給額（3年度） 1,434 千円	
(3年度支給割合)		(3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	1.80 月分	— 月分	— 月分
(1.40) 月分	(0.90) 月分	— 月分	— 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		—	

- (注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(f) 退職手当（4月1日現在）

むつ市（下水道事業）			下水道事業（市町村平均）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	—	
	(退職時特別昇給 制度なし)				
1人当たり平均支給額	5,041千円	19,587千円	1人当たり平均支給額	— 千円	6,569 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(g) 特殊勤務手当（4月1日現在）

支給実績（3年度決算）	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）	—	%
手当の種類（手当数）	—	

(h) 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	1,130	千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	161	千円
支給実績（2年度決算）	2,149	千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	239	千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(i) その他の手当（4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）		支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	
扶養手当	配偶者 10,000円	同	—	1,416	千円	283,200	円
	子 6,500円						
	父母等 6,500円						
	特定期間の加算 5,000円						
住居手当	借家、間借 限度額 27,000円	同		372	千円	186,000	円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員について、通勤方法、通勤距離に応じて2,000円~55,000円	異	距離区分	852	千円	426,000	円
管理職手当	部長級 月額 43,000円	異	支給額	0	千円	0	円
	政策推進監級 月額 38,000円						
	課長級 月額 33,000円						
休日勤務手当	1時間当たりの支給額×135/100	同	—	10	千円	5,198	円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給	同	-	673	千円	75,000	円
	世帯主で扶養親族あり 17,800円						
	世帯主で扶養親族なし 10,200円						
	その他の職員 7,360円						

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

勤務時間	8:30~17:15
休憩時間	12:00~13:00
1週間の勤務時間	38時間45分
週休日	土曜日・日曜日
休日	祝日法による休日、12月29日~1月3日

※勤務場所及び職種によっては、上記以外の場合もあります。

(2) 休暇の種類と概要

休暇の種類	概要
年次有給休暇	1暦年に20日。使用しなかった分については、20日を限度に翌年へ繰り越すことができる。
病気休暇	負傷または疾患のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ない場合。連続する90日以内、ただし、がん等指定された疾患については180日以内。
特別休暇	次の事由により勤務しないことが相当である場合、1日、1時間又は必要に応じて1分単位で有給の休暇を与えることができる。
公民としての権利を行使する場合	選挙など必要と認められる期間
裁判員、証人等として国会、裁判所等に出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄提供者となる場合	必要と認められる期間
ボランティア活動に参加する場合	1暦年において5日の範囲内
結婚する場合	連続する7日の範囲内
不妊治療の場合	1年に5日の範囲内
妊婦の通勤緩和	妊婦が通勤に利用する交通機関等の混雑が母体又は胎児の健康保持に影響があると申し出た場合、1日につき1時間を越えない範囲内
妊産婦の健診休暇	妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるため申し出た場合、必要と認められる回数及び時間
産前の場合	出産する予定である女性職員が申し出た場合、8週間
産後の場合	出産した場合、8週間
保育時間の場合	生後満1歳に達しない子の保育のため、1日2回30分以内または1日1回1時間以内
生理休暇	勤務することが著しく困難な場合
妻が出産する場合	3日の範囲内
育児参加をする場合	5日の範囲内
子の看護をする場合	1年に5日の範囲内
短期の介護をする場合	1年に5日の範囲内
親族が死亡した場合	配偶者10日、父母、子7日ほか
父母等を追悼する場合	父母、配偶者、子を追悼する場合、1日の範囲内
夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	7月から10月までの期間中に連続4日以内、必要な場合は分割も可
災害により滅失等した住居の復旧作業等の場合	連続する7日の範囲内
災害・交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合	必要と認められる期間
災害時に退勤途上の身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間
介護休暇（無給休暇）	介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する2週間以上、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内、取得時間は給料減額
介護時間（無給休暇）	連続する3年の範囲内において必要と認められる期間、取得時間は給料減額
組合休暇（無給休暇）	職員団体の事務従事、取得時間は給料減額

(3) 休暇の取得状況

① 年次有給休暇の取得状況（令和4年1月1日から12月31日まで）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
12,790	3,722	330	11.3	29.1%

※令和5年勤務条件等調査等より、一般職員についての数値

② 年次有給休暇以外の休暇の取得件数（令和4年1月1日から12月31日まで）

病気休暇	特別休暇	介護休暇	介護時間	組合休暇
127件	1058件		82件	

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

	育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	3人	0人	0人
	0人	0人	0人
女性職員	6人	0人	1人
	4人	0人	3人
計	9人	0人	1人
	4人	0人	3人

※上段：新たに取得した人数、下段：昨年度から引き続き取得している人数

(2) 自己啓発等休業の取得状況（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

	取得者数	うち大学等 課程の履修	うち 国際貢献活動
男性職員	0人	0人	0人
	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人
	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
	0人	0人	0人

※上段：新たに取得した人数、下段：昨年度から引き続き取得している人数

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分とは、一定の事由に該当する場合に、職員の意に反して降任、免職、休職、降給の処分を行うものです。

処分の事由	処分の種類			
	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	11人	0人
職務に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合	0人	0人	0人	0人

※期間の更新についても1人としています。

※降任：現在ついている職よりも下位の職に任命する処分

免職：身分を失わせる処分

休職：職員としての職を保有したまま、一定期間職務に従事させない処分

降給：現在の給料よりも低い額の給料に決定する処分

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない行為があった場合に、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、定職、免職の処分を行うものです。

処分の事由	処分の種類			
	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	1人	2人	0人	0人
職務上の義務に違反または職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人

※戒告：職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分

減給：一定期間、職員の給料を減額して支給する処分

停職：一定期間、職務に従事させない処分

免職：職員からその職を失わせ、勤務関係から排除する処分

7 職員のサービスの状況

(1) 職務に専念する義務の免除

地方公務員法第35条により、職員には「職務に専念する義務」が課せられていますが、法律または条令に定めがある場合には、その義務が免除されます。

① 法律に定めがある場合

- ・選挙権その他公民としての権利を行使する場合
- ・年次有給休暇
- ・分限処分としての休職
- ・懲戒処分としての停職 など

② 条例に定めがある場合

- ・研修を受ける場合
- ・厚生に関する計画に参加する場合
- ・その他任命権者の定める場合 など

主なものとしては、消防団活動や国民体育大会への参加、各種競技団体からの依頼による大会役員または審判員として参加することなどが挙げられます。

職務に専念する義務の特例に関する承認件数	13件
----------------------	-----

(2) 営利企業等の従事制限の許可

地方公務員法第38条では、職員には「営利企業への従事等の制限」が課せられていますが、「職務の遂行に支障がない」、「特別な利害関係またはその発生のおそれがない」とこと、法の精神に反しないと認められる場合に限り、許可されることがあります。

許可の例としては、国勢調査業務への従事や不動産の賃貸が挙げられます。

営利企業等の従事制限の許可に関する承認件数	1件
-----------------------	----

8 職員の退職管理の状況

(1) 令和4年度退職者数

	定年	応募認定	普通	中途	再任用	計	届出数
退職者数	6人	0人	5人	4人	3人	18人	
上記のうち届出対象者数	5人	0人	0人	1人	0人	6人	1件

※届出対象者：退職までの間に課長級以上であった者

(2) 再就職の状況

	再任用	会計年度任用職員	公務員	民間等	計
退職者	4人	3人	1人	5人	13人
上記のうち届出対象者		0人	0人	0人	0人

9 職員の研修の状況

主な研修会への参加状況

(単位：日、人)

	研修機関名等	研修名・研修内容等	日数	参加人数	
内部研修	むつ市	市主催新採用職員研修	3	15	
外部研修	実務研修	内閣府	1年間派遣実務研修	365	1
		国土交通省	1年間派遣実務研修	365	1
		東北経済産業局	1年間派遣実務研修	365	1
		青森県	1年間派遣実務研修	365	1
	階層別研修	青森県自治研修所	新採用者研修（自治研修所）	4	15
	その他	青森県自治研修所	市町村税務新任者研修	3	4
		青森県自治研修所	市町村税務徴収研修	2	2
		青森県自治研修所	固定資産税課税免除研修	1	2
		青森地方方法務局むつ支局	戸籍事務従事職員中級者研修	4	5
		青森県立図書館	市町村立図書館等職員基本研修	2	5
一般社団法人青森県農業会議		農業委員会職員初任者研修	2	2	
	その他	その他（オンライン開催含む）	142	234	
合 計			1,623	288	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員健康診断の状況

定期健康診断	Aコース（34歳以下及び36歳～39歳）		137人
	Cコース（35歳及び40歳以上）		109人
結核（胸部）検診 （全職員）	245人	胃がん検診 （35歳以上）	95人
		大腸がん検診 （40歳以上）	82人
日帰りドック（30歳以上）	213人	脳検診（40歳以上）	31人

Aコース ～ 問診・身体計測・理学的検査・血圧測定・尿検査・視力検査・聴力検査

Cコース ～ Aコースの項目に追加して、下記の項目も併せて検査

血中脂質検査・肝機能検査・貧血検査・血糖検査

(2) 公務災害の状況

公務上または通勤により負傷、疾病、障害または死亡した職員には、地方公務員災害補償法に基づき、補償されます。公務災害の認定及び補償については、地方公務員災害補償基金青森支部が行っており、令和4年度はありませんでした。

(3) 福利厚生事業の状況

職員の福利厚生については、むつ市職員等の会員で構成される「むつ市職員互助会」が医療給付に関することや、慶弔に関することや、また、会員の親睦を図るための事業を行っています。これらの事業につきましては、全て会員の会費で運営されており、市からの支出はありません。

(4) 青森県人事委員会の業務の状況

地方公務員法の規定により、市では公平委員会の事務を青森県人事委員会へ委託しています。

① 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

令和4年度においては、新たな措置要求はなく、また係属事案もありませんでした。

② 不利益処分に関する審査請求の状況

令和4年度においては、審査請求はありませんでした。